

參 考 資 料
(第 1 1 回合併協議會協議事項)

參考資料 1	協議案第 4 9 号	資料 1	-----	P 1
		資料 2	-----	P 2
		資料 3	-----	P 6
參考資料 2	協議案第 5 0 号	資料 1	-----	P 8
		資料 2	-----	P 15
參考資料 3	協議案第 5 1 号	資料 1	-----	P 17
		資料 2	-----	P 20
參考資料 4	協議案第 5 2 号	資料 1	-----	P 23
參考資料 5	協議案第 5 3 号	資料 1	-----	P 28
參考資料 6	協議案第 5 4 号	資料 1	-----	P 39
參考資料 7	協議案第 5 5 号	資料 1	-----	P 41
參考資料 8	協議案第 5 6 号	資料 1	-----	P 47

【協議案第 49 号 資料 1】

事務組織及び機構の取扱い

現況（平成16年4月1日現在）				調 整 方 針
大館市		比内町	田代町	
部課等名	部課等名	課等名	課等名	
○市長部局		○町長部局	○町長部局	<p>1 第2回合併協議会における「新市の事務所の位置」の確認を受け、比内町及び田代町に総合支所を置くものとする。</p> <p>2 組織・機構は現大館市を基本とし、総合支所は本庁の業務内容と連携した組織とする。</p> <p>3 本庁は、管理機能を集約し市全体の全般的な事務を行い、各地域における市民と直結した事務を担う各総合支所と綿密な調整を図りながら、合併後の均衡ある発展を推進する。</p> <p>4 本庁の大館市庁舎は、執務スペースの現状からすべての機能の集約が困難な状況にあることから、総合支所となる比内町庁舎に「水道部（新設予定）」を、田代町庁舎に「教育委員会」をそれぞれ分庁する。</p>
1. 企画部	6. 市立病院	1. 総務課	1. 総務課	
企画振興課	事務局	2. 企画商工課	2. 財務課	
合併推進室	診療局	3. 福祉保健課	3. 税務課	
電算情報室	看護部	4. 町民課	4. 住民課	
財政課	7. 会計課	5. 税務課	5. 福祉保健課	
資源リサイクル対策室	8. 水道課	6. 農林課	6. たしろ保育園	
2. 総務部	9. 工業用水道管理事務所	7. 建設課	7. 産業振興課	
総務課		8. 財政課	8. 建設課	
職員課	教育委員会	9. 会計課	9. 出納室	
税務課	1. 事務局	10. 上下水道課		
収納課	教育総務課	11. 町立扇田病院	教育委員会	
管財課	学校教育課	事務局	1. 総務学校教育課	
契約検査課	教育研究所	診療局	2. 生涯学習課	
3. 市民部	社会教育課	看護部		
市民課	郷土博物館		行政委員会	
保険課	中央公民館	教育委員会	1. 農業委員会事務局	
生活環境課	勤労青少年ホーム	1. 総務課	2. 選挙管理委員会事務局	
保険センター	女性センター	2. 生涯学習課	3. 監査委員会事務局	
福祉課	スポーツ課	3. 公民館		
長寿支援課	中央図書館		町議会	
4. 産業部			1. 議会事務局	
商工課	行政委員会	行政委員会		
観光物産課	1. 選挙管理委員会事務局	1. 農業委員会事務局		
農林課	2. 農業委員会事務局	2. 選挙管理委員会事務局		
5. 建設部	3. 監査委員事務局	3. 監査委員事務局		
土木課	4. 固定資産評価審査委員会			
都市計画課		町議会		
下水道課	市議会	1. 議会事務局		
	1. 議会事務局			

本庁と総合支所の役割分担に関する基本指針

1 総合支所の位置づけ

総合支所は、地方自治法第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置する支所で、地域住民の利便性を確保しつつ地域振興やコミュニケーション活動を支援し、地域課題に迅速かつ的確に対応するため、比内町及び田代町それぞれの特定区域を限り、主として市の事務全般にわたって事務を掌る総合行政機関である。

2 総合支所の機能と権限

総合支所には、所管区域内の地域づくりを推進するため予算要求・調整・執行、即決・完結など次の機能を持たせる。

(1) 地域計画の策定

総合支所は、本庁が策定する総合計画など各種計画における所管区域に係わる事項について、本庁と綿密な調整を図り積極的に参画する。

また、市単独事業のうち、地域固有の課題解決や地域活性化を図るための施策・事務事業については、総合支所自ら企画立案、実施する。

(2) 総合支所における予算要求・調整と事務事業執行

総合支所で執行する事務事業のうち、国・県補助の事務事業や直接予算要求に属さない市単独の事務事業については、総合支所内における事前調整、本庁との調整を経て、総合支所各課が本庁所管部課を通じて予算要求する。

また、総合支所は、地域づくりの拠点となる総合行政機関として地域内の施設の維持補修など地域ニーズに迅速かつ的確に応えるため、予算の定めるところにより事務事業を実施する。

(3) 総合支所長の事務権限

NPOや地域づくり団体など市民活動への支援、道路維持・改良など本庁に集約する事務事業を除く、地域ニーズに迅速・柔軟・的確に対応するため、予算の定める範囲内において総合支所長の裁量で機動的に執行可能な予算を創設する。

(4) 総合支所管内の公共施設等の管理・運営は、原則として総合支所が行う。

(5) 地域住民との協働

総合支所は、常に地域住民からの情報収集や情報公開を行い、地域住民との協働により地域の総合的な振興に努める。

3 総合支所の組織・機構

それぞれの総合支所に、総合支所長のもと5課10係を置く。

- ・ 総務課
 - 総務係（地域づくりの総合企画・調整、庁舎の管理、文書の管理ほか）
 - 税務収納係（市税等の収納、税証明の交付、市税相談ほか）
 - 管財係（財産の管理、地籍調査、財産の取得ほか）
- ・ 市民課
 - 市民係（住基、戸籍、印鑑証明の交付ほか）
 - 保険係（国保保険証の交付・更新、国保給付、国民年金、老人・福祉医療費ほか）
- ・ 福祉環境課
 - 福祉係（保育園入園受付、介護保険受付、福祉証明書の交付ほか）
 - 生活環境係（相談受付、墓地の管理、外灯・交通安全・ごみ処理など）
- ・ 産業課
 - 農林係（農林道の整備、農業経営相談、農林業施設の管理ほか）
 - 商工観光係（観光振興、観光施設の管理ほか）
- ・ 建設課
 - 建設係（道路・橋梁等の整備・維持管理、交通安全施設の整備ほか）

4 重要施策の協議・調整及び情報共有

合併後の市の重要施策の協議・調整に当たって、本庁と総合支所が情報の共有に努め、地域の声を十分に施策・事務事業に反映させていくため、次の仕組みを構築する。

- (1) 本庁各部署は、総合支所に対し所管する業務に関する情報を適時適切に提供する。
- (2) 総合支所は、本庁各部署に対し所管する地域の情報を適時適切に報告する。
- (3) 総合支所長は、市政運営の重要事項の審議及び意志決定の伝達並びに各部署等相互間及び各執行機関相互間の連絡調整を行う庁議などに出席する。
- (4) 総合支所各課と本庁各部署は、各種計画や施策に関する意見交換、予算要求に関する事前調整や情報交換を行うため、必要に応じて連絡調整のための会議を開催する。

5 計画策定と進行管理

本庁は総合計画や施策の基本的な計画・指針の策定を行い、総合支所は所

管区域における各種計画の策定を行うものとし、本庁と総合支所との間で次のとおり調整の仕組みを構築する。

- (1) 所管区域における各種計画
所管区域における各種計画については、市民や団体との意見交換を踏まえ、総合支所が主体的に策定・進管理する。
- (2) 本庁で策定する各種計画と総合支所の関係
本庁各部長は、地域づくりと密接に係わる構想・計画・指針等の策定に当たっては、総合支所長から意見を聞くとともに、その処理経過と結果を総合支所長に報告する。また、総合支所長は、これらの計画等について見直しが必要と考える場合は、本庁所管部長に対して意見を述べることができる。

6 総合支所の事務権限(現地即決機能)

市民協働の行政を推進するためには、独自の判断で各種事務手続が完結できることが必要であり、総合支所に次の事務権限を持たせる。

- (1) 許認可・届出については、申請者の利便性の向上を図る観点から、可能な限り総合支所が行う。
- (2) 税等の収納、各種証明書の発行等いわゆる窓口業務については、住民の利便性の向上を図る観点から、可能な限り総合支所が行う。
- (3) 総合支所を通じて予算化された補助金・貸付金の交付決定等は、原則として総合支所が行い、全市的な調整については本庁が行う。特に、市単独事業にあつては、本庁各部署から再配当された予算の範囲内で、施行箇所の決定から補助金交付、事務執行まで総合支所が責任を持って行う。また、公共事業等においても、地域の要望の把握・調整・事業採択申請や年度別予算協議に係る事情聴取など、地元に関する調整・手続については、原則として総合支所が行う。
- (4) 契約に関しては、入札や検査など本庁の総務部契約検査課の所管事項を除き、工事請負契約締結等の決裁権限を持たせ、一定の金額以上の契約については、契約検査課と合議する。
- (5) 地域内の公共施設等の維持管理や運営は、原則として総合支所が行う。

7 情報収集、発信機能

総合支所は、市民や団体と接触し、民意を把握するアンテナとしての役割と市の運営方針を伝える情報発信の役割を果たすため、次の仕組みを構築する。

- (1) 総合支所ごとに、地域の課題や施策・事務事業の展開について、市民や

地域の団体等と意見交換に努める。

- (2) 地域住民からの相談や苦情等の受付、市政に関する情報提供、情報公開などに係る総合窓口を設け、ワンストップサービスによる市民サービスの向上を図る。
- (3) 地域住民や団体から地域に係る各種施策・事務事業の陳情・要望については、原則として総合支所が対応し、全市的な施策、国・県事業、制度改革等に関するものについては、本庁所管部に対し速やかに報告する。

8 条例・規則等の制定改廃

- (1) 条例・規則等の制定改廃は、その事務事業を直接所管する本庁又は総合支所において行う。
- (2) 総合支所の所管区域に密接に関連する条例・規則等（市全体に効力が及ぶ条例・規則等を除く）の制定改廃に当たっては、本庁・総合支所間で十分調整を図り、総合支所が本庁所管部に合議する。

組織に関する関係法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

〔支庁・地方事務所・支所等の設置〕

第155条

1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

〔都道府県の局部・分課及び市町村の部課〕

第158条

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。

この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

用語解説

〔総合支所〕

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務を掌る事務所で、地域住民に身近な各種事務手続（本庁に集約する事務を除く）を可能な限り完結するよう支所に予算要求・調整・執行、即決・完結などの機能を持たせた総合事務所。

〔支所〕

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務を掌る事務所。

〔出張所〕

住民の便宜のために、市役所又は町村役場まで出向かなくとも済む程度の事務を処理するために設置する、いわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長とする場所。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
職員の定数及び 職員数	<p>【市長の事務部局の職員】 定数 841人 実配置 770人</p> <p>病院以外の職員 定数 388人 実配置 386人 (内、広域派遣 17人)</p> <p>病院の職員 定数 453人 実配置 384人</p> <p>【議会事務局の職員】 定数 8人 実配置 7人</p> <p>【教育委員会の事務部局の職員】 定数 139人 実配置 117人</p> <p>【農業委員会の事務部局の職員】 定数 8人 実配置 6人</p> <p>【選挙管理委員会の事務部局の職員】 定数 3人 実配置 3人</p> <p>【監査委員の事務部局の職員】 定数 5人 実配置 5人</p>	<p>【町長の事務部局職員】 定数 113人 実配置 103人</p> <p>【議会の事務局職員】 定数 3人 実配置 2人</p> <p>【教育委員会の職員】 定数 25人 実配置 19人</p> <p>【農業委員会の職員】 定数 3人 実配置 2人</p>	<p>【町長の事務部局の職員】 定数 94人 実配置 84人</p> <p>【議会事務局の職員】 定数 2人 実配置 2人</p> <p>【教育委員会事務局の職員】 定数 20人 実配置 20人</p> <p>【農業委員会事務局の職員】 定数 3人 実配置 2人</p> <p>【選挙管理委員会事務局の職員】 定数 1人 実配置 1人</p> <p>【監査委員事務局の職員】 定数 1人 実配置 1人</p>	<p>1．比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>2．職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3．職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する。</p> <p>4．職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>【水道企業及び工業用水道企業の部局の職員】 定数 39人 実配置 33人</p> <p>定数合計 1,043人 実配置合計 941人</p>	<p>【水道企業の職員】 定数 6人 実配置 3人</p> <p>【病院事業の職員】 定数 135人 実配置 99人</p> <p>定数合計 285人 実配置合計 228人</p>	<p>定数合計 121人 実配置合計 110人</p>	
職員の職名	<p>[市長部局] 【事務吏員】 部長・部長待遇・事務局長・課長・所長・本部長・室長・主幹・参事・課長補佐・所長補佐・次長・室長補佐・係長・出張所長・主査・主任・主任主事・主事</p> <p>【技術吏員】 (市立病院を除く市長部局) 部長・部長待遇・課長・所長・主幹・参事・課長補佐・所長補</p>	<p>[町長部局] 【事務吏員】 課長・事務長・局長・主幹・次長・課長補佐・保育所長・主席主査・主任主査・主査・主任・主事</p> <p>【技術吏員】 (町立病院を除く町長部局) 技師・保健師</p>	<p>[町長部局] 【事務吏員】 課長・室長・所長・園長・参事・主幹・主査・主任・主任主事・主事</p> <p>【技術吏員】 課長・室長・所長・園長・参事・主幹・主査・主任・主任技師・技師・保健師・栄養士・主任保</p>	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>佐・主席専門検査員・係長・出張所長・園長・主任栄養士・専門検査員・主査・主任・主任技師・主任保健師・主任保育士・技師・栄養士・看護師・保健師・保育士</p> <p>（市立病院）</p> <p>院長・副院長・診療局長・部長・副部長・医長・医師・歯科医師・看護部長・副看護部長・技師長・看護師長・副技師長・係長・副看護師長・主任技師・主任薬剤師・主任栄養士・主任看護師・技師・薬剤師・栄養士・看護師・主査・主任・主任技師・技師</p> <p>【その他の職員】</p> <p>主事補・技師補・准看護師・技能員・技能主事・運転技師・校務主事・調理技師</p>	<p>（町立病院）</p> <p>院長・副院長・診療部長・科長・医長・室長・技師長・総括主任技師・総括主任理学療法士・主任技師・薬局長・総括薬剤師・主任薬剤師・管理栄養士・看護部長・看護師長・主任看護師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士・主任栄養士・主任理学療法士・総括主任栄養士・管理理学療法士</p> <p>【その他の職員】</p> <p>（事務職員） 主事補・保育士 （技術職員） 技術補 （技術労務職員）技能員・調理員 準看護師・看護助手</p>	<p>育士・保育士</p> <p>【その他の職員】</p> <p>（事務職員） 主事・技師・保健師・栄養士・指導員・保育士 （技術職員） 主任技術手・技術手</p>	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>[教育委員会] 【吏員】 教育次長・課長・館長（勤労青少年ホーム館長、女性センター館長及び大館郷土博物館長を除く。）・所長・主幹・参事・課長補佐・館長補佐・所長補佐・勤労青少年ホーム館長・女性センター館長・大館郷土博物館長・指導主事・係長・園長・副園長・主査・主任・主任主事・主任技師・主任教諭・主事・技師・教諭・助教諭・看護師</p> <p>【その他の職員】 主事補・技師補・運転技師・校務主事・調理技師</p> <p>[水道企業及び工業用水道企業部局] 【吏員】 課長・主幹・所長・参事・課長補佐・所長補佐・係長・主査・主任・主任主事・主任技師・主事・技師</p> <p>【その他の職員】 主事補・技師補・技能員・運転技師</p>	<p>[教育委員会] 【吏員】 課長・館長・主幹・課長補佐・館長補佐・主席主査・主任主査・主査・主任・主事・所長</p> <p>【その他職員】 校務員</p> <p>[水道企業] 町長部局による</p>	<p>[教育委員会] 【吏員】 課長・公民館長・主幹・主任・主査・主任主事・主事</p> <p>【その他職員】 用務員</p>	

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
級別職務分類	<p>【行政職給料表級別標準職務表】</p> <p>1級 主事補、技師補又はこれらに準ずる職務</p> <p>2級 主事、技師又はこれらに準ずる職務</p> <p>3級 主任主事、主任技師又はこれらに準ずる職務</p> <p>4級 主任の職務</p> <p>5級 係長又はこれに準ずる職務 専門検査員又は主査の職務 困難な業務を分掌する主任の職務</p> <p>6級 特に困難な業務を分掌する 係長又はこれに準ずる職務 特に困難な業務を分掌する 専門検査員又は主査の職務</p> <p>7級 参事の職務 課長補佐、主席専門検査員 又はこれらに準ずる職務</p> <p>8級 課長又はこれに準ずる職務 主幹の職務</p>	<p>【行政職給料表級別標準職務表】</p> <p>1級 定型的な業務を行う職務</p> <p>2級 主事の職務又はこれに相当する職務</p> <p>3級 主任の職務</p> <p>4級 主査の職務</p> <p>5級 主席主査の職務 主任主査の職務</p> <p>6級 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 困難な業務を処理する主席 主査の職務 困難な業務を処理する主任 主査の職務</p> <p>7級 課長の職務又はこれに相当する職務 主幹の職務 困難な業務を所掌する課長 補佐の職務</p> <p>8級 困難な業務を所掌する課長の職務 又はこれに相当する職務</p>	<p>【行政職給料表級別標準職務表】</p> <p>1級 定型的な業務を行う主事、 技師又はこれらに準ずる職務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 主事、技師又はこれらに準ずる職務</p> <p>3級 主任主事、主任技師又はこれらに準ずる職務</p> <p>4級 主任の職務又はこれらに準ずる職務</p> <p>3級に掲げる職務で高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する職務又はこれらに準ずる職務</p> <p>5級 特に困難な業務を分掌する主任、主任保育士の職務又はこれらに準ずる職務</p> <p>4級に掲げる職務で高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する職務又はこれらに準ずる職務</p>	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>9級 部長、市立総合病院事務局長、議会事務局長、教育次長 又はこれらに準ずる職務</p> <p>【教育職給料表級別標準職務表】</p> <p>1級 教諭及び助教諭の職務 2級 教諭及び助教諭の職務 3級 主任教諭又はこれに準ずる職務 4級 主任の職務 5級 副園長の職務 主査の職務 困難な業務を分掌する主任の職務 6級 園長又は困難な業務を分掌する副園長の職務 特に困難な業務を分掌する主査の職務</p>	<p>困難な業務を所掌する主幹の職務</p>	<p>6級 主幹、主査の職務 5級に掲げる職務で特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する職務又はこれらに準ずる職務</p> <p>7級 課長・室長・所長・園長・館長の職務又はこれらに準ずる職務</p> <p>8級 7級に掲げる職務で特に高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する職務又はこれらに準ずる職務</p>	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
給料表、初任給	<p>【給料表】</p> <p>行政職 9級制</p> <p>技能労務職 独自</p> <p>医療職（一）4級制</p> <p>医療職（二）6級制</p> <p>医療職（三）6級制</p> <p>教育職 6級制</p> <p>企業職 8級制</p> <p>【初任給基準】</p> <p>正規の試験</p> <p>高卒1級3号級 138,800円</p> <p>短大卒1級5号級 148,500円</p> <p>大卒2級2号級 170,700円</p> <p>選考採用</p> <p>高卒1級2号級 134,400円</p> <p>短大卒1級4号級 143,300円</p> <p>大卒1級6号級 154,300円</p>	<p>【給料表】</p> <p>行政職 8級制</p> <p>現業職 5級制</p> <p>医療職（一）4級制</p> <p>医療職（二）5級制</p> <p>医療職（三）4級制</p> <p>【初任給基準】</p> <p>正規の試験</p> <p>高卒1級3号級 138,800円</p> <p>短大卒1級5号級 148,500円</p> <p>大卒2級2号級 170,700円</p> <p>その他</p> <p>高卒1級2号級 134,400円</p>	<p>【給料表】</p> <p>行政職 8級制</p> <p>単労職 独自</p> <p>【初任給基準】</p> <p>正規の試験</p> <p>高卒1級3号級 138,800円</p> <p>短大卒1級5号級 148,500円</p> <p>大卒2級2号級 170,700円</p> <p>その他</p> <p>高卒1級2号級 134,400円</p>	

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外は一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

（任用の根本基準）

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。

- 4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。
- 5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

（分限及び懲戒の基準）

- 第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
 - 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

- 第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 一 勤務実績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。
 - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。
 - 4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年三月二十九日法律第六号）

（職員の身分取扱い）

- 第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならない。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 審議会、委員会等の附属機関の委員及びその他の特別職（共通するもの）	行政改革推進審議会委員 情報審査会委員 特別職報酬審議会委員 市功労者選考審査委員会委員 防犯指導員 廃棄物不法投棄監視員 環境審議会委員 水防協議会委員 防災会議委員 民生委員推せん会委員 老人ホーム入所判定委員会委員 児童館運営委員会委員 保健センター運営委員 農政推進委員 農業振興地域整備促進協議会委員 都市計画審議会委員 学校評議員 学校給食センター運営委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 生涯学習奨励員 生涯学習推進協議会委員 スポーツ振興審議会委員 体育指導委員 青少年問題協議会委員 文化財保護審議会委員	行政改革懇談会委員 個人情報保護審議会委員 特別職報酬審議会委員 表彰審査会委員 防犯指導員 廃棄物不法投棄監視員 環境審議会委員 水防協議会委員 防災会議委員 民生委員推せん会委員 老人ホーム入所判定委員会委員 児童館運営委員会委員 健康づくり推進協議会委員 農業推進委員 農業振興地域整備促進協議会委員 都市計画審議会委員 学校評議員 学校給食運営委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 生涯学習奨励員 生涯学習推進協議会委員 スポーツ振興審議会委員 体育指導委員 青少年問題協議会委員 文化財保護審議会委員	行政改革懇談会委員 情報公開審査会委員 個人情報保護審議会委員 特別職報酬等審議会委員 表彰者選考審査委員会委員 防犯指導員 廃棄物不法投棄監視員 環境保全審議会委員 水防協議会委員 防災会議委員 民生委員推せん会委員 老人ホーム入所判定委員会委員 児童館運営委員会委員 健康づくり推進協議会 農業振興部落推進員 農業振興推進協議会委員 学校評議員 学校給食運営委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 生涯学習奨励員 生涯学習推進本部の委員 スポーツ振興審議会委員 体育指導委員 青少年問題協議会委員 文化財保護審議会委員	大館市、比内町、田代町共に同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については、新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講ずるものとする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
2. 審議会、委員会等の附属機関の委員及びその他の特別職（共通でないもの）	障害者自立生活センター運営委員 障害者施策推進協議会委員 高齢者サービス総合調整会議委員 老人保健福祉計画策定委員 児童虐待防止協議会委員 心身障害児早期発見療育指導委員 子育て支援事業推進委員 障害児保育審査委員 休日夜間急患センター運営委員会委員 老人保健事業運営協議会委員 労働福祉会館運営委員 勤労者総合福祉センター運営協議会委員 職業訓練センター運営協議会委員 温泉審議会委員 公共工事技術審査会委員 適正入札・契約推進委員会委員 心理相談員 文化財保護指導員 少年相談センター運営協議会委員 植物・小動物分布調査員 少年少女発明クラブ指導員 郷土博物館運営審議会委員 女性センター運営委員 上川沿財産区管理会委員 下川沿財産区管理会委員 秋田犬専門委員会の委員 名誉市民選考委員会委員	高齢者生きがいセンター運営委員会委員 高齢者・若者センター運営委員会委員 高齢者生産活動施設運営委員会委員 病院運営審議会の委員 農村婦人の家運営委員会委員 構造改善センター運営委員会委員 森林整備推進協議会委員 民舞伝習館運営委員会委員 町史資料集編纂委員会委員 達子森野球場管理運営委員 自然資源等活用型交流促進施設運営委員 高齢者保健福祉計画策定推進委員 経営・生産対策推進会議委員 社会教育指導員 地域教育力・体験活動推進協議会委員 地域行動計画策定協議会委員	遭難対策委員会委員 渡部俊男賞表彰審議委員会委員 交通安全対策会議 廃棄物減量等推進委員会委員 地籍調査推進員 土地換地委員会委員 土地評価委員会委員 障害者しあわせプラン策定委員会委員 在宅介護支援センター運営協議会委員 保健衛生委員会委員 農地等に係る紛争の和解仲介委員 小作料協議会の委員 農業総合指導センター所長 農村地域工業導入審議会委員 山村振興協議会委員 林業振興推進協議会委員 分収金を受ける山林の看守人 公共事業再評価審議委員会委員 社会教育指導員 奨学資金運営審議会委員 心身障害児就学指導委員会委員 スポーツ奨励員	比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	市民文化会館運営委員会委員 勤労青少年ホーム運営委員会委員			

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（副知事及び助役の設置）

第六十一条 都道府県に副知事一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役一人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第六十二条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第六十三条 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第六十八条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができる。

7 第六十一条、第六十二条、第五十九条、第六十二条、第六十三条本文及び第六十四条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第六十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第六十四条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

（委員会及び委員の設置）

第八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会

- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
 - 2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 公安委員会
 - 二 地方労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
 - 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会
- (第4項～第8項 省略)

(報酬及び費用弁償)

- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならぬ。
- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。
 - 3 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
 - 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
 - 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならぬ。

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外は一切の職とする。
 - 3 特別職は、次に掲げる職とする。
 - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

- 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、囑託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 病院事業の名称、診療科目及び病床数	<p>【名称】 大館市立総合病院</p> <p>【病院事業の診療科目】 呼吸器科・循環器科・消化器科・神経内科・精神科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・形成外科・歯科・放射線科・麻酔科・アレルギー科・歯科口腔外科 計20科</p> <p>【病床数】 一般病床 375床、感染症病床 2床、結核病床 10床、精神科病床 110床、計497床</p>	<p>【名称】 比内町立扇田病院</p> <p>【病院事業の診療科目】 内科、小児科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科 計8科</p> <p>【病床数】 一般病床 94床、療養病床 42床 計136床</p>		<p>現行のとおりとする。ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については、機能分担を検討する。</p>
2. 使用料及び手数料に関する事項	<p>【診療費等に関する事項】 ・大館市立総合病院使用料及び手数料に関する条例で規定 ・健康保険法で規定</p> <p>【徴収】 診療費自己負担金を条例に</p>	<p>【診療費等に関する事項】 ・比内町立扇田病院使用料及び手数料条例で規定 ・健康保険法で規定</p> <p>【徴収】 病院において診療を受けた</p>		<p>合併時に統一する。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>基づき「使用料等」として徴収する。</p> <p>【請求の時期等】 医事計算は業務委託しており、業者の担当者がデータを入力し患者へ請求する。</p> <p>1．入院費 月2回の定期請求、及び退院会計</p> <p>2．外来費 診療の都度、毎日請求する。</p> <p>健診・ドック等の自己負担金も同様</p>	<p>者から条例の定める使用料及び手数料の額を徴収する。</p> <p>【請求の時期等】</p> <p>1、外来診療 診療の都度 休日、夜間診療分は翌営業日に請求</p> <p>2、入院診療 退院時 月を越えて入院を継続する場合、月末で締めて翌月7日ころ請求</p>		
3．救急病院に関する事項	<p>【救急告示病院としての救急業務の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急部門(夜間・休日等) 医師2名・看護師3名体制 ・救急処置室の設置 ・救急専用病床 10床 	<p>【救急告示病院としての救急業務の取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急外来(夜間・休日等) 医師1名・看護師2名体制 ・救急処置室1室 ・救急使用病床 5床 		<p>現行のとおりとする。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
4．車両管理	公用車2台の 1．点検整備 2．運行管理 3．運行記録の作成保管	使用車両 マイクロバス 2台 所有 軽トラック 1台 所有 貨物車（バン）1台 無償 貸与 乗用車 1台 賃借 （リース）		使用する病院で管理 する。また、扇田病院 の患者送迎バスについ ては、現行のとおりと する。
5．累積欠損 金	平成15年度末残高 305,037千円 ・平成16年度に地方公営企業 法施行令第24条の3に基づき 議会の議決を経て資本剰余金 をもって解消する予定。	平成15年度末残高 1,750,604千円 ・平成16年度に地方公営企業 法施行令第24条の3に基づき 議会の議決を経て資本剰余金 をもって解消する予定。		累積欠損金について は、合併時までには解消 する。
6．不良債務	該当無し	平成15年度末発生高 127,535千円 ・平成16年度に一般会計繰入 金をもって解消する予定。		扇田病院の不良債務 については、合併時ま でに解消する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
7．田代町診療所運営			<p>【名称】 田代町診療所</p> <p>【目的】 町民の健康保持に必要な医療を提供し、保健福祉の向上を図るために設置する。</p> <p>【診療業務】</p> <p>(1)健康診断及び健康相談に關すること。 (2)療養の指導及び相談に關すること。 (3)診察に關すること。 (4)薬劑又は治療材料の投与及び支給に關すること。 (5)処置及びその他治療に關すること。 (6)公衆衛生活動に關すること。 (7)災害救助活動に關すること。</p> <p>医師に委託。</p> <p>【施設管理】 田代町</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
			<p>【診療科目】 内科、外科、小児科、整形外科</p> <p>【診療時間】 月、水曜日：午前9時～午後7時 火、金曜日：午前9時～午後5時 水曜日：午前9時～正午</p> <p>【休診日】 土、日曜日、祝祭日 水曜日午後 8月13日～15日 年末28日～1月3日</p> <p>【職員数】 ・医師 1名 ・看護師 2名 ・事務長 1名 ・事務員 2名 ・運転手 1名</p>	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 福祉センター 一運営事業	<p>【名称】 大館市総合福祉センター</p> <p>【設置概要】 社会福祉事業を総合的に推進し、市民の福祉の増進を図るための、市福祉事務所、市社会福祉協議会、デイサービスセンター等の機能が一体化されている複合施設。</p> <p>【主な事業】 在宅老人デイサービス事業 在宅介護支援事業 創作軽作業 研修・養成事業 相談事業 機能回復訓練事業 日常生活訓練事業 幼児・児童健全育成事業 教養娯楽活動事業 その他健康増進に関する事業</p> <p>【管理】 大館市 福祉課において使用申込を受付、管理を行っている。</p>	該当無し	<p>【名称】 田代町総合福祉センター (サンピア)</p> <p>【設置概要】 各種の福祉サービス、保健衛生指導の提供等を推進し、町民の総合的な保健福祉の増進を図るための施設。</p> <p>【主な事業】 (総合福祉センター運営事業) 老人デイサービス事業 健康増進事業 保健福祉相談事業 社会福祉事業 児童健全育成事業及び児童館事業 教養娯楽活動事業 その他保健福祉の増進を図るため必要な事業</p> <p>【管理】 田代町 町が管理し、一部利用料を徴収する。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、田代町総合福祉センターの利用料については、無料とする。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【利用料】 無料 【開館時間】 午前8時30分から午後9時 まで 【休館日】 年末年始、祝祭日		【利用料】 一部有料 【開館時間】 午前9時から午後5時まで 【休館日】 日曜日、年末年始	
2．老人保健 福祉センター 運営事業	該当無し	【名称】 比内町福祉保健総合センター （ハートヒルとっと） 【設置概要】 町民の健康管理及び疾病予防 並びに健康増進活動を通じ、地 域住民の健康づくりを進めると ともに、高齢者の介護支援活動 の拠点及び生きがいづくりの場 として町民の福祉の向上を図る ために設置。 センターには次の2施設を設置 する。 1．比内町保健センター 2．比内町生活支援ハウス（比 内町高齢者生活福祉センター）	該当無し	現行のとおり新市に 引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		<p>【主な事業】</p> <p>1．保健センター事業 健康相談及び健康教育に関する事業 母子保健に関する事業 老人保健に関する事業 予防接種に関する事業 結核予防に関する事業 その他健康増進に関する事業</p> <p>2．生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）事業 デイサービス（通所介護）事業 居住部門（ミニケアハウス）事業 介護支援センター事業 ホームヘルプサービス事業 その他福祉の向上に関する事業</p> <p>【管理】 比内町 町が管理し、一部利用料を徴収する。</p>		

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		【利用料】 一部有料 【開館時間】 午前7時から午後9時まで 【休館日】 月曜日、年末年始		
3．老人福祉センター運営事業	【名称】 大館市立老人福祉センター 【概要】 老人の健康増進と教養の向上及び各種の相談並びにレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉に寄与する 【主な機能】 浴場業・老人福祉センターA型事業 温泉入浴（休憩含む） 生活・健康相談の実施 機能回復訓練等	該当無し	【名称】 田代町老人福祉センター 【目的】 老人福祉の増進に資するため設置する。 【概要】 利用者の範囲 田代町内に居住する60歳以上の者又は老人クラブ会員、町内の社会福祉団体等。 【主な機能】 老人福祉センターA型事業 各種相談事業 就労指導 機能回復訓練 教養講座の実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>【管理】 大館市社会福祉事業団に委託 施設維持関係（小破は除く） については市で対応</p> <p>【利用料】 有料</p> <p>【利用時間】 午前9時から午後9時まで</p> <p>【休館日】 毎月第2及び第4月曜日 12月31日及び1月1日</p> <p>【負担経費】 市が社会福祉事業団に対して 委託料を支払いしその額ですべ てをまかなっている</p>		<p>【管理】 田代町（保健福祉課）</p> <p>【利用料】 一部有料</p> <p>【利用時間】 午前9時から午後4時30分 まで</p> <p>【休館日】 日曜日、年末年始</p> <p>【経費負担】 町で経費を出し管理している。</p>	
4. 福祉部局所 管施設管理	<p>【概要】 市条例に定められている各福 祉施設等について、管理の委託 も含め、施設の適正な維持に努 め地域住民の福祉に供する。 また、福祉に属する行政財産 （土地も含む）すべてについて 管理。</p>	<p>【概要】 町条例に定められている各福 祉施設等について、管理の委託 も含め、施設の適正な維持に努 め地域住民の福祉に供する。 また、福祉に属する行政財産 （土地も含む）すべてについて 管理</p>	<p>【概要】 比内町と同一</p>	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>【主な施設】 市総合福祉センター（福祉総務所管） 身体障害者福祉センター（福祉総務所管） 老人福祉センター（福祉総務所管） 老人いこいの家（福祉総務所管） 市立保育園4園（福祉子育て支援所管） へき地保育所9所（福祉子育て支援所管） 児童館16館の内4館（福祉子育て支援所管）</p>	<p>【主な施設】 福祉保健総合センター（福祉保健課所管） 八木橋地域福祉センター（福祉保健課所管） 町立保育所〔4所〕（福祉保健課所管） 高齢者生きがいセンター（福祉保健課所管） 児童館〔2館〕（福祉保健課所管） 施設の性質別に予算化し、その担当毎の管理である。</p>	<p>【主な施設】 総合福祉センター（保健福祉課所管） 障害者生活支援センター（保健福祉課所管） 老人福祉センター（保健福祉課所管） 町立保育園〔1園〕（保育園係担当） 児童館〔2館〕（福祉国保係担当）</p>	
5．福祉施設 管理運営委託	<p>【概要】 管理が委託できる施設につて、関連各団体等に委託することにより、より適切で、かつ、良好な管理、運営が図られ、利用者及び地域住民の福祉に資することが可能となるもの。</p> <p>【主な委託施設】 老人福祉センター</p>	<p>【概要】 大館市と同一</p> <p>【主な委託施設】 高齢者生きがいセンター</p>	<p>【概要】 大館市と同一</p> <p>【主な委託施設】 障害者生活支援センター</p>	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	老人いこいの家 小規模作業所 ふれあいセンターやまびこ 児童館 成章園 ケアハウス つくし苑	児童館 2 館	(心身障害者小規模作業所) 児童館 2 館	
6. 社会福祉事業団	【概要】 社会福祉事業団は市が出捐して設立した社会福祉法人であり、社会福祉法に定める事業を積極的に推し進め、地域福祉サービスの向上と各種福祉事業の取組を行っている。 予算については事業団の予算額である	該当無し	該当無し	現行のとおりとする。
7. 福祉バスの運行	該当無し	【概要】 福祉関係団体等（以下「団体等」という。）の活動を活発にし、地域住民の福祉増進をはかるために福祉バス（以下「バス」という。）の合理的な運行管理を行う。	該当無し	合併時に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		<p>【バスの使用】</p> <p>・バスの使用は、団体等が次の各号に掲げる場合の使用に限り許可するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときはこの限りでない。</p> <p>社会福祉事業 罹災等の場合であって貸与することが適当と認められるとき 救急な場合であって貸与することが適当と認められるとき 平成15年度より運転業務について民間委託</p> <p>【運行実績】</p> <p>平成15年度 139件</p>		
8．戦没者追悼式等	<p>【目的】</p> <p>戦没者の遺族に対する援護事業として慰霊式を実施している。</p> <p>過去の大戦において犠牲となられた戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、戦没者とその遺族に思いをさせ、</p>	<p>【目的】</p> <p>戦没者の遺族に対する援護事業として追悼式を実施している。</p> <p>過去の大戦において犠牲となられた戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、戦没者とその遺族に思いをさせ、</p>	<p>【目的】</p> <p>比内町と同一</p>	<p>合併時に大館市の制度に統一する。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>平和の誓いを新たにする。 また、同時に平和を祈念して募集した作文の表彰式も行う。</p> <p>【名称】 平和祈念・戦没者慰霊式</p> <p>【概要】 時 期 毎年8月14日 会 場 大館市民文化会館 大ホール 方 式 無宗教 献花方式 その他 参列者全員へ平和記念文集を配布</p>	<p>平和の誓いを新たにする。</p> <p>【名称】 比内町戦没者追悼式</p> <p>【概要】 時 期 毎年6月27日 会 場 比内町公民館体育館 方 式 無宗教 献花方式 その他 参列者は慰安会に出席する</p>	<p>【名称】 田代町戦没者追悼式</p> <p>【概要】 時 期 毎年8月15日頃 会 場 田代町総合開発センター集会室 方 式 無宗教 献花方式 その他 参列者全員に饅頭と献花後の菊花</p>	
9. 福祉医療費 単独拡大事業	<p>【目的】 少子化対策の一環として乳幼児に係わる保護者の医療費負担額を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 乳幼児（未就学児） 所得制限基準額を超える者のうち、2歳未満児と2歳入院児を対象。</p>	<p>【目的】 少子化対策の一環として乳幼児に係わる保護者の医療費負担額を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 乳幼児（未就学児） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある所得制限基準額を超える乳幼児。</p>	<p>【目的】 少子化対策の一環として乳幼児から中学生までの児童に係わる保護者の医療費負担額を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 乳幼児（未就学児） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある所得制限基準額を超える乳幼児の入</p>	<p>対象者については、平成19年7月31日まで現行のとおりとし、平成19年8月1日から再編する。</p>

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	<p>母子・父子家庭の児童 母子家庭、父子家庭の児童対象者で、所得制限額を超える者。ただし、対象者が社会保険各法の被保険者（本人）である者を除く。</p> <p>高齢身体障害者 高齢身体障害者対象者で、所得制限額を超える者のうち、老人保健適用外の者。</p> <p>【所得制限】 無</p> <p>【支給の範囲】 入院、外来に要した医療費から、医療保険各法による給付額を控除した自己負担相当額。</p> <p>【15年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 271人 ・給付件数 5,029件 ・給付額 10,705,500円 <p>【内訳】 乳幼児（未就学児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 224人 ・給付件数 4,355件 ・給付額 9,291,494円 	<p>【所得制限】 無</p> <p>【支給の範囲】 入院、外来に要した医療費から、医療保険各法による給付額を控除した自己負担相当額。</p> <p>【15年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 71人 ・給付件数 1,630件 ・給付額 3,434,657円 	<p>院児。 小中学生 小学校1年生から中学校卒業までの入院児童。</p> <p>【所得制限】 無</p> <p>【支給の範囲】 入院に要した医療費から、医療保険各法による給付額を控除した自己負担相当額。</p> <p>【15年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者数 717人 ・給付件数 26件 ・給付額 899,602円 <p>【対象者数内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児（未就学児） 58人 ・小学生 422人 ・中学生 237人 	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
母子・父子家庭の児童				
・対象者数	47人			
・給付件数	674件			
・給付額	1,414,006円			
高齢身体障害者				
・対象者数	0人			
・給付件数	0件			
・給付額	0円			

現況及び調整方針

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 廃棄物処理計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画（平成14年改定） ・一般廃棄物物理処理実施計画（毎年策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画（未策定） ・一般廃棄物物理処理実施計画（毎年策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画（平成6年策定） ・一般廃棄物物理処理実施計画（毎年策定） 	合併時までには新計画を策定する。
2. 一般廃棄物処理	<p>【ごみ収集運搬体制】 委託業者により収集運搬</p> <p>燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月1回 塩ビごみ 月2回 資源ごみ 缶、びん、スラップ 月1回 紙類 月2回 粗大ごみ 年6回 （有料個別収集）</p> <p>【処分体制】 大館広域第1環境センター、大館広域粗大ごみ処理場で処理 （塩ビ、資源ごみは民間業者委託）</p>	<p>【ごみ収集運搬体制】 委託業者により収集運搬</p> <p>燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月2回 塩ビごみ 月2回 資源ごみ 缶、 月2回 粗大ごみ 年3回</p> <p>【処分体制】 大館広域第1環境センター、大館広域粗大ごみ処理場で処理 （塩ビ、資源ごみは民間業者委託）</p>	<p>【ごみ収集運搬体制】 委託業者により収集運搬</p> <p>燃やせるごみ 週2回 燃やせないごみ 月2回 塩ビごみ 月2回 資源ごみ 缶 月2回 紙類、びん 月1回 粗大ごみ 年2回</p> <p>【処分体制】 大館広域第1環境センター、大館広域粗大ごみ処理場で処理 （塩ビ、資源ごみは民間業者委託）</p>	分別区分、収集運搬及び処分体制の調整を図り、合併時までには統一する。

現況及び調整方針

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
3.ごみ集積所	・1300カ所	・210カ所	・115カ所	現行のとおりとする。
4.指定ごみ袋	・5種類 燃やせるごみ、燃やせないごみ、塩ビ、スチール缶、アルミ缶	・3種類 燃やせるごみ、燃やせないごみ、塩ビ	・3種類 燃やせるごみ、燃やせないごみ、塩ビ	合併時に、再編する。
5.し尿・浄化槽汚泥収集運搬体制	<p>【収集運搬体制】 許可業者により収集運搬 し尿 2社 汚泥 2社</p> <p>【運搬料】 180ℓ当たり 1,300円</p> <p>180ℓを超え、18ℓを増すごとに 130円</p> <p>【処分体制】 大館広域第2環境センターで処理</p>	<p>【収集運搬体制】 許可業者により収集運搬 し尿 1社 汚泥 2社</p> <p>【運搬料】 180ℓ当たり 1,150円</p> <p>180ℓを超え、18ℓを増すごとに 115円</p> <p>【処分体制】 大館広域第2環境センターで処理</p>	<p>【収集運搬体制】 許可業者により収集運搬 し尿 1社 汚泥 1社</p> <p>【運搬料】 180ℓ当たり 1,150円</p> <p>180ℓを超え、18ℓを増すごとに 115円</p> <p>【処分体制】 大館広域第2環境センターで処理</p>	<p>し尿・浄化槽汚泥収集運搬体制については、現行のとおりとする。</p> <p>運搬料については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度に再編する。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
農業振興地域整備計画	<p>【農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域指定 昭和45年度 ・計画策定 昭和46年度 ・前回変更 平成6年度 ・農振地図 1/25,000 ・農業振興地域整備推進協議会 委員9人 	<p>【農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域指定 昭和45年度 ・計画策定 昭和46年度 ・前回変更 平成10年度 ・農振地図 1/25,000 ・農業振興地域整備促進協議会 委員11人 	<p>【農業振興地域整備計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域指定 昭和47年度 ・計画策定 昭和48年度 ・前回変更 平成15年度 ・農振地図 1/25,000 ・農業振興推進協議会 委員11人 	<p>1. 農業振興地域整備計画については、合併後に新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。</p>
認定農業者等	<p>認定農業者数 146人 認定農業者の会 51人 認定審査 経営基盤強化促進委員会 委員11人 認定基準</p> <p>(1) 農業経営改善計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切であること。 (2) 農業経営改善計画の達成の見込みが確実であること。 (3) 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。 (4) 水田農業経営確立対策等の転作配分に関し達成されていること。 (5) 新規開田を所有あるいは耕作していないこと。</p> <p>受託生産組織数 17組織 集落営農組織数 1組織</p>	<p>認定農業者数 136人 認定農業者連絡会 136人 認定審査 経営基盤強化促進委員会 委員5人 認定基準</p> <p>(1) 農業経営改善計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切であること。 (2) 農業経営改善計画の達成の見込みが確実であること。 (3) 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。 (4) 水田農業経営確立対策等の転作配分に関し達成されていること。</p> <p>受託生産組織数 13組織 集落営農組織数 0組織</p>	<p>認定農業者数 35人(うち町外3人) 認定農業者会 30人 認定審査 農業経営改善計画の認定に関する審査会 委員5人 認定基準</p> <p>(1) 農業経営改善計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし適切であること。 (2) 農業経営改善計画の達成の見込みが確実であること。 (3) 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。</p> <p>受託生産組織数 1組織 集落営農組織数 0組織</p>	<p>2. 認定農業者等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については、大館市の基準に統一する。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）						調整方針
	大館市		比内町		田代町		
米の生産調整対策	水田面積	3,880ha	水田面積	1,719ha	水田面積	1,289ha	3. 米の生産調整対策については、大館広域圏水田農業振興協議会を新市に引き継ぎ実施する。
	生産目標数量	14,422 t	生産目標数量	6,609 t	生産目標数量	4,658 t	
【大館広域圏水田農業振興協議会】							
【目的】							
地域需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手の育成等に資することを目的とする。							
【事業】							
(1) 地域水田農業ビジョンの策定、実施状況点検、見直しに関する事。							
(2) 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）に関する事。							
(3) 麦・大豆品質向上対策に関する事。							
(4) 耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）に関する事。							
(5) 畑地化推進対策に関する事。							
(6) 担い手の育成に関する事。							
(7) 「地域で創る水田農業」支援事業に関する事。							
【産地づくり交付金】							
助成対象		要件	助成金額 (10a 当たり)	助成対象		要件	助成金額 (10a 当たり)
大豆・飼料作物の団地化又は認定農業者への集積		販売 採草	45,000円	アスパラ・山の芋・きゅうりの2年目以降の作付け		販売	10,000円
上記飼料作物の2年目以降		採草	30,000円	転作作物の作付け（前対策で実績算入したものを除く）		販売	10,000円
そばの団地化又は認定農業者への集積		販売	15,000円	認定農業者又は1年以内に認定農業者になる者の新規利用権設定（今まで一切貸借がない農地）		小作料の範囲内	
アスパラ・山の芋・きゅうりの新規・拡大作付け		販売	100,000円				

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
農業総合指導センター	<p>【名称】 大館市農業総合指導センター</p> <p>【設置目的】 農業者の生産技術の向上、農業経営の改善並びに担い手や後継者の育成を推進し、農業の活性化を促進することを目的として設置する。</p> <p>【構成】 運営委員 市長ほか9名 事務局職員 専任2人、兼任4人</p> <p>【負担金】 平成16年度 5,069千円</p>	<p>【名称】 比内町農業総合指導センター</p> <p>【設置目的】 農業振興を図るため、地域農業の振興対策を明確にし、これを推進する指導体制を確立し、農業関係機関、団体等と密接な連携によりそれぞれの機能に応じて指導の一元化を図り、地域の特性に即した農業の健全な発展を強力に推進するため設置する。</p> <p>【構成】 運営委員 町長ほか6名 事務局職員 兼任9人</p> <p>【補助金】 平成16年度 1,000千円</p>	<p>【名称】 田代町農業総合指導センター</p> <p>【設置目的】 農業者の生産技術の向上、農業経営の改善並びに学習会等を通じて担い手農家及び後継者の育成を図り、農業の振興を推進するため設置する。</p> <p>【構成】 運営委員 町長ほか7名 事務局職員 専任1人(非常勤)、兼任1人</p> <p>【一般会計予算額】 平成16年度 7,875千円</p>	4. 農業総合指導センターについては、合併時に統合する。
農作物異常気象対策協議会	<p>【名称及び設置状況】 大館市農作物異常気象対策協議会 常時設置</p> <p>【目的】 異常気象による農作物への影響を考慮し、適正な技術対策を講じることによって、農作物の安定生産と農業の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・農作物異常気象対策協議会及び幹事会の開催 ・農業広報紙「あぜみち」の配布</p> <p>【構成】 委員 市長ほか13人</p>	<p>【名称及び設置状況】 比内町農作物異常気象対策協議会 常時設置</p> <p>【目的】 異常気象による農作物への影響を考慮し、適正な技術対策を講じることによって、農作物の安定生産と農業の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・農作物異常気象対策協議会及び指導班会議の開催 ・農業広報紙「あぜみち」の配布</p> <p>【構成】 委員 町長ほか6人</p>	<p>【名称及び設置状況】 田代町農産物異常気象対策協議会 随時設置</p> <p>【目的】 異常気象による農作物への影響を考慮し、適正な技術対策を講じることによって、農作物の安定生産と農業の推進を図る。</p> <p>【内容】 ・農作物異常気象対策協議会及び幹事会の開催 ・農業広報紙「あぜみち」の配布</p> <p>【構成】 委員 町長ほか7人</p>	5. 農作物異常気象対策協議会については、合併時に統合する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針																										
	大館市	比内町	田代町																											
農業集落排水事業	<p>【目的】 農業集落の農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>【施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称 (地区名称)</th> <th>利用区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>餌釣地区</td> <td>餌釣地区</td> </tr> <tr> <td>山館地区</td> <td>山館地区</td> </tr> <tr> <td>真中地区</td> <td>真中地区</td> </tr> <tr> <td>沢尻地区</td> <td>葛原地区、沢尻地区</td> </tr> <tr> <td>麓西地区</td> <td>麓西地区</td> </tr> <tr> <td>四羽出地区</td> <td>四羽出地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>【分担金】 負担率 事業費用の3/100 限度額 20万円</p>	施設の名称 (地区名称)	利用区域	餌釣地区	餌釣地区	山館地区	山館地区	真中地区	真中地区	沢尻地区	葛原地区、沢尻地区	麓西地区	麓西地区	四羽出地区	四羽出地区	<p>【目的】 農業集落の農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>【施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称 (地区名称)</th> <th>利用区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小新田羽立地区</td> <td>小新田地区、羽立地区</td> </tr> <tr> <td>八木橋地区</td> <td>八木橋地区、畑沢地区、板戸地区、寺崎地区、五輪台地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>【分担金】 負担率 事業費用の3/100 限度額 20万円</p>	施設の名称 (地区名称)	利用区域	小新田羽立地区	小新田地区、羽立地区	八木橋地区	八木橋地区、畑沢地区、板戸地区、寺崎地区、五輪台地区	<p>【目的】 農業集落の農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。</p> <p>【施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称 (地区名称)</th> <th>利用区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山田地区</td> <td>新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、向家下、赤坂、柏木</td> </tr> <tr> <td>岩野目地区</td> <td>岩野目</td> </tr> </tbody> </table> <p>【分担金】 負担率 事業費用の3/100 限度額 20万円</p>	施設の名称 (地区名称)	利用区域	山田地区	新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、向家下、赤坂、柏木	岩野目地区	岩野目	6. 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	施設の名称 (地区名称)	利用区域																												
餌釣地区	餌釣地区																													
山館地区	山館地区																													
真中地区	真中地区																													
沢尻地区	葛原地区、沢尻地区																													
麓西地区	麓西地区																													
四羽出地区	四羽出地区																													
施設の名称 (地区名称)	利用区域																													
小新田羽立地区	小新田地区、羽立地区																													
八木橋地区	八木橋地区、畑沢地区、板戸地区、寺崎地区、五輪台地区																													
施設の名称 (地区名称)	利用区域																													
山田地区	新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、向家下、赤坂、柏木																													
岩野目地区	岩野目																													
森林整備計画	<p>【名称】 大館市森林整備計画</p> <p>【概要】 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採、造林等の森林施業に関する指針を定めている。 計画期間：10年間、5年毎見直し</p>	<p>【名称】 比内町森林整備計画</p> <p>【概要】 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採、造林等の森林施業に関する指針を定めている。 計画期間：10年間、5年毎見直し</p>	<p>【名称】 田代町森林整備計画</p> <p>【概要】 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採、造林等の森林施業に関する指針を定めている。 計画期間：10年間、5年毎見直し</p>	7. 森林整備計画については、合併後に大館市の計画を変更することにより統合する。計画を統合するまでの間は、現計画を運用する。																										

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	【現行計画】 現計画策定：平成14年度 森林面積 28,669ha （うち国有林 14,373ha、 民有林 14,296ha）	【現行計画】 現計画策定：平成14年度 森林面積 16,707ha （うち国有林 9,038ha、 民有林 7,669ha）	【現行計画】 現計画策定：平成14年度 森林面積 25,754ha （うち国有林 17,841ha、 民有林 7,913ha）	
大館市森林整備公社	【名称】 大館市森林整備公社 【目的】 私有林の適正な保育を推進するため、森林整備事業の実施に当たり、要間伐林のとりまとめを行うことを目的とする。 【概要】 毎年職員3名により20haの取りまとめを実施 市の補助金により公社を運営 平成16年度補助金 4,600千円	未実施	未実施	8．大館市森林整備公社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
緑化推進委員会・協議会	【名称】 大館市国土緑化推進委員会 【目的】 生活環境の緑化を図るとともに森林資源を造成し国土の保全と水源のかん養に努めることを目的とする。 【事業内容】 ・緑化運動の総合企画 ・緑の募金運動 ・植樹祭の開催 ・環境緑化及び愛林思想の普及啓蒙	【名称】 比内町緑化推進委員会 【目的】 生活環境の緑化を図るとともに森林資源を造成し国土の保全と水源のかん養に努めることを目的とする。 【事業内容】 ・緑化運動の総合企画 ・緑の募金運動 ・植樹祭の開催 ・環境緑化及び愛林思想の普及啓蒙	【名称】 田代町緑化推進協議会 【目的】 生活環境の緑化を図るとともに森林資源を造成し国土の保全と水源のかん養に努めることを目的とする。 【事業内容】 ・緑化運動の総合企画 ・緑の募金運動 ・植樹祭の開催 ・環境緑化及び愛林思想の普及啓蒙	9．緑化推進委員会・協議会については、合併時に統合するものとし、植樹祭については、現市町の持ち回り開催とする。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	<ul style="list-style-type: none"> ・山火事予防対策の推進 ・有益野生鳥獣の愛護思想普及 ・その他 【構成】 委員 市長ほか6名	<ul style="list-style-type: none"> ・山火事予防対策の推進 ・有益野生鳥獣の愛護思想普及 ・その他 【構成】 委員 町長ほか9名	<ul style="list-style-type: none"> ・山火事予防対策の推進 ・有益野生鳥獣の愛護思想普及 ・その他 【構成】 委員 町長ほか5名	
田代町町営牧場	未実施	未実施	【概要】 田代町雨池牧場 面積 48ha 1日放牧頭数 25頭 （年間延べ放牧頭数 4,492頭） 付帯施設等 家畜保護監視舎、 農具庫、トラクター 管理運営 あきた北農業協同組合 平成16年度補助金 400千円	10．田代町町営牧場については、 現行のとおり新市に引き継ぐ。
大館市コンポストセンター	【概要】 生ゴミと畜産廃棄物を原料に良質な堆肥を生産し、これを土壌に還元することにより農薬や化学肥料を極力抑えた農業生産を目指し安全で新鮮な農産物を供給する循環システムを消費者と生産者の連携の下に確立しようとするもの。 建設年度 平成13年度 平成15年度堆肥生産量 1,401t 管理運営 大館市 （運転業務は東北ビル管財(株)に、堆肥の販売業務はあきた北農業協同組合に委託)	未実施	未実施	11．大館市コンポストセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 社会教育 振興計画	大館市社会教育中期計画 策定年月日 平成13年3月 計画期間 平成13年度～平成17年度	比内町社会教育中期計画 策定年月日 平成12年3月31日 計画期間 平成12年度～16年度	田代町社会教育中期計画 策定年月日 平成13年3月 計画期間 平成13年度～17年度	合併時に再編する。ただし、平成18年度から始まる5カ年の中期計画については、合併後に策定する。
2. 成人式	実施日： 8月15日 開催場所： 秋北ホテル 対象者： 新成人 790人 (出席者 568人) 来賓 56人	実施日： 8月14日 開催場所： 比内町公民館 対象者： 新成人 167人 (出席者125人) 来賓 20人	実施日： 8月15日 開催場所： 田代町総合開発センター 対象者： 新成人 122人 (出席者 94人) 来賓 39人	合併時に再編する。
3. 図書館	【名称】 中央図書館 【開館時間】 9:30～17:15 【休館日】 ・毎月第2日曜日、第4木曜日、祝日 ・12/29～1/3 ・曝書・館内整理期間	【名称】 比内町公民館図書室 比内図書館と条例で規定する。 【開館時間】 9:00～17:15(月～金) 10:00～15:00(土・日) 【休館日】 ・祝日、文化祭(11/1～3) ・扇田地区祭典(7/15、16) ・曝書期(8、9、10月中の7日間) ・12/29～1/4	【名称】 田代町立図書館 【開館時間】 9:00～19:00(火～金) 9:00～17:00(土・日) 【休館日】 ・月曜日・祝日 ・12/28～1/3	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	(9/1~9/15) 【職員】 館長(常勤職員) 1名 職員(内司書1名) 4名 非常勤職員 6名 【蔵書】 約15万冊 【資料貸出】 <個人貸出> 1人:本5冊 紙芝居5巻以内 最長貸出期間:14日 (他に特別貸出有) <団体貸出> 1団体:30冊以内 最長貸出期間:2ヶ月	【職員】 公民館長(非常勤) 1名 職員(公民館兼務) 1名 臨時職員 1名 土日有償ボランティア 【蔵書】 約20,000冊 【資料貸出】 1回:2冊まで(一般) 最長貸出期間:14日	【職員】 館長(兼務職員) 1名 嘱託職員(司書) 1名 非常勤職員 2名 【蔵書】 約52,844冊 【資料貸出】 1回:5冊まで(一般) 最長貸出期間:10日	
	【名称】 花矢図書館 (注:17年3月まで休館中) 【開館時間】 9:00~17:00(月~金) 9:00~12:00(土) 【休館日】 ・日曜日、祝日、12/29~1/3 【職員】 ・館長(中央図書館長兼任) 1名 ・非常勤職員 2名 【蔵書】 約24,000冊 【資料貸出】 上記と同じ			

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	【名称】 移動図書館 ・市内34ヶ所のステーションを9コースに分け、2週間おきに巡回			
4．図書館協議会	定数：中央図書館 15人以内 花矢図書館 15人以内 現員：中央図書館 10人 花矢図書館 10人 任期：平成17年3月31日	比内町公民館図書室運営委員会 定数：10人以内 現員：10人 任期：平成17年3月31日	定数：7人以内 現員：7人 任期：平成18年3月31日	合併時に統合する。
5．生涯学習フェスティバル	・生涯学習フェスティバル（サークル展他） ・講演会	・芸術文化祭（芸術文化祭への参加）	・読書感想文 ・ポスターコンクール ・音楽祭	合併時に再編する。ただし、再編できない事業については、地区公民館事業として継続する。
6．公民館運営管理業務	中央公民館 花岡公民館 釈迦内公民館 長木公民館 上川沿公民館 下川沿公民館 真中公民館 二井田公民館 十二所公民館 矢立公民館 長木公民館雪沢分館 二井田公民館麓西分館	比内町公民館 （比内町就業改善センター福祉センター） 扇田分館 西館分館 八木橋分館 小泉分館 東館分館 味噌内分館 三岳分館 大葛分館 以上8分館	田代町公民館 （田代町総合開発センター） 岩野目分館 大野分館 山田分館 越山分館 岩瀬分館 谷地の平分館 赤川分館 早口一分館 早口二分館 本郷分館 以上10分館	比内町公民館及び田代町公民館を地区公民館とし、それぞれの分館は現行のとおりとする。ただし、業務内容については、合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況(平成16年4月1日)			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	非常勤公民館長 9名 非常勤公民分館長 2名 非常勤分館主事 0名 分館運営委員会 0名 【業務概要】 ・公民館長会議(年6回) ・公民館主事会議(年12回) ・大館市北秋田郡公民館連合会事務局業務 ・貸館業務(全12館 通年)	非常勤公民館長 1名 非常勤公民分館長 8名 非常勤分館主事 8名 分館運営委員会 定数： 若干名 任期： 2年 開催回数： 規定なし 【業務概要】 ・分館長・主事会議 ・貸館業務	非常勤公民館長 1名 非常勤公民分館長 10名 非常勤分館主事 10名 分館運営委員会 定数： 10名以内 任期： 2年 開催回数： 年3回以上 【業務概要】 ・貸館業務	
7. 公民館主催事業・開催業務	【各種学級・講座】 ・家庭教育学級 ・少年教育(わんぱくスクール) ・成年・成人教育(パソコン講座等) ・高齢者教育(老壮大学等) ・婦人学級・女性講座 ・社会体育(バレー大会、野球大会等) ・男女共同参画社会推進教育(男の料理教室等) ・障害者交流講座(アーチェリー、ビームライフル等) ・市民講座(救急救命、介護等)	【各種学級・講座】 ・社会教育学級の開設および援助(婦人学級など22団体登録) ・町民講座の開設(今年度11講座開講) ・学習塾の開設(高齢者のための比内親鶏塾) (女性のための雌鶏塾) ・IT講習事業	【各種学級・講座】 ・高齢者大学 ・成人わくわくセミナー ・英会話教室 ・日本語教室 ・和菓子作り教室 ・タイ料理教室 ・生き生き写真講座 ・電気教室 ・IT講習事業	現行のとおりとする

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	<p>【その他の行事】 （中央公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老壮大学(高齢者学級) ・パソコン教室 ・家庭介護講座 ・上級救命講座 ・親子学級 ・わんぱくスクール ・障害者講座 ・ラジオ体操開会閉会行事 ・書き初め大会 ・将棋教室 ・サークル展 <p>（地区公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内運動会 ・文化祭 ・町内対抗スポーツ大会 ・高齢者学級 ・婦人学級 ・家庭教育学級 ・子育て講座 ・三世代交流講座 ・郷土史講座 ・少年教室 	<p>【その他の行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化祭の共催 ・書き初め会 ・分館対抗球技大会 ・花いっぱい運動の実施 ・地区別合同年祝い 	<p>【その他の行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町巡り駅伝大会 ・新春書き初め会 	

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
8. 出前講座	<p>【講座メニュー】 47講座(随時追加及び受付)</p> <p>【対象者】 市内の10人以上の団体</p> <p>【講座の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 10時～20時 ・講座時間 1講座2時間以内 ・会場 町内の町内会館等 ・申請受付 実施の3週間前 ・経費 無料 ・その他 会場借上料、準備及び片付けはセルフ 	<p>【講座メニュー】 職員出前講座 38講座(随時追加及び受付) Lバンク 125人登録(利用の場合人数に制限なし)</p> <p>【対象者】 町内在住で10人の団体</p> <p>【講座の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 10時～21時 ・講座時間 1講座2時間以内 ・会場 町内の町内会館等 ・申請受付 実施の2週間前 ・経費 無料 ・その他 会場借上料、準備及び片付けはセルフ 	<p>【講座メニュー】 23講座(随時追加及び受付)</p> <p>【対象者】 原則町内在住、在勤又は在学する概ね10人の団体</p> <p>【講座の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間 10時～21時 ・講座時間 1講座2時間以内 ・会場 町内の町内会館等 ・申請受付 実施の3週間前 ・経費 無料 ・その他 会場借上料、準備及び片付けはセルフ 	<p>合併時に統一する。</p>
9. 各種スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> ・山田記念ロードレース大会 ・全日本サマースキー大会 ・大館市スポーツ・レクリエーション祭 ・大館市民綱引き大会 ・市民スキー大会 ・ニュースポーツ・レストラン 	<p>【体育協会への委託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比内町ロードレース大会 ・比内町縦断駅伝大会 ・比内町ニュースポーツ大会 ・比内町学童スキー大会 <p>【公民館分館事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扇田地区町民運動会 ・東館地区町民運動会 ・西館地区町民運動会 ・大葛地区町民運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリアススポ・レクフェスティバル ・少年スポーツ大会 ・町民ゲートボール大会 ・あきたユニカールフェスタIN田代 ・町民皆スポーツデー 	<p>当分の間、現行のとおりとする。</p>

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
10. スポーツ教室、講習会	<p>【名称】 こども放課後・週末活動等支援事業 ニュースポーツ振興事業</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツレストラン（月2回開催） ・ニュースポーツ5種目程度を自由に体験できる場を設け、体験してもらう。 	<p>【名称】 スポーツ教室</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民スキー教室 ・町民歩くスキーの集い 	<p>【名称】 スポーツ教室</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリアス田代バレーボール教室（低学年） ・グリアス田代ソフトテニス教室 ・グリアス田代スキー・スノーボード教室 ・統合型地域クラブ（ミニ型） ・グリアスクラブ 	当分の間、現行のとおりとする。